千歳市学校給食センター調理配膳等業務について公募型プロポーザルを実施するので、 次のとおり参加希望者を募集します。

令和 3 年 9 月 15日

千歳市長 山口 幸太郎

#### 1 担当部署

〒066 - 0019 千歳市流通3丁目1番地の11 千歳市教育委員会教育部学校給食センター 電話 0123-23-3591

FAX 0 1 2 3 - 2 3 - 3 5 9 9

e-mail kyushokucenter@city.chitose.lg.jp

# 2 業務の概要

- (1) 業務名 千歳市学校給食センター調理配膳等業務
- (2) 業務内容 「千歳市学校給食センター調理配膳等業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

#### 3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和3年度千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成14年12月18日千歳市長決裁)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 千歳市暴力団排除条例(平成26年千歳市条例第1号)に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 令和3年9月1日現在、千歳市又は近接自治体に本社、支社、営業所、事業所の いずれかを有すること。
- (7) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

- (8) 学校給食法及び学校給食衛生管理基準を十分理解し、北海道教育委員会が作成した『改訂学校給食衛生管理マニュアル』に基づく小学校又は中学校を対象とした学校給食調理業務の受託実績を3年以上有していること。又は、厚生労働省が作成した『大量調理施設衛生管理マニュアル』に基づき1回300食以上又は1日750食以上の提供実績を3年以上有していること。
- (9) (7)から(8)の条件を満たしている履行保証人を確保できること。

### 4 実施要領等の交付期間及び方法

千歳市学校給食センター調理配膳等業務に係る公募型プロポーザル実施要領、様式 及び評価基準等(以下「実施要領等」という。)の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和3年9月15日から令和3年10月7日まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、千歳市のホームページからのダウンロードにより交付する。

#### 5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和3年10月7日(木)午後4時
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。
- (2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

- (3) 企画提案書の提出
  - (2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。
  - ア 提出期限 令和3年10月26日(火)午後4時
  - イ 提出場所 1に同じ。
  - ウ 提出方法 持参又は郵送による。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等

の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

# 7 受注候補者の特定

千歳市学校給食センター調理配膳等業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき 設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提 出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補 者として特定する。

# 8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において受注候補者として特定された者と当該業務の仕様書の内容に関する協議を行い、当該内容について合意の上、同者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則(昭和39年千歳市規則第27号)第27条各号の規 定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件

毎月後払いとする。

### 9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーションを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返還しない。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、本該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属すること。
- (6) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができること。
- (7) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例(平成5年千歳市条例第14号)の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。
- (8) 詳細は、実施要領等による。